

令和7年和泉市教育委員会第7回定例会

日 時：令和7年7月24日（木） 午後2時00分から

場 所：和泉市役所3階 3A・3B会議室

1. 開 会

2. 会議録署名委員の指名について

3. 教育長の報告

4. 審議事項

議案第33号 和泉市立槇尾山レクリエーションセンター条例施行規則の制定について

議案第34号 和泉市社会教育委員の委嘱について

5. 承認事項

（1）職員の人事について（非公開）

6. 報告事項

（1）令和8年度和泉市教育委員会任期付市費負担教育職員の採用試験募集要項について

（2）和泉ミライの教員育成事業実施要綱の制定について

（3）富秋中学校区等における市営住宅集約立替他公共施設整備事業の落札者決定について

7. 情報提供

（1）令和8年度和泉市立槇尾学園の児童生徒募集について

8. 行事等のご案内

（1）2025年大阪・関西万博和泉市民還元音楽祭の開催について

（2）第73回信太山クロスカントリー大会 in 大阪和泉の開催について

（3）和泉きつね演劇祭の開催について

9. その他

10. 閉会

教育長の報告（令和7年6月19日～7月23日）①

<u>6月20日（金）、6月25日（水）</u>	校長意見交流会（教育長室）
<u>6月21日（土）</u>	久保惣ミュージアムアンバサダー認定式（久保惣記念美術館）
<u>6月24日（火）</u>	国際ソロプチミスト大阪一いずみ ポケットーク贈呈式（第1公室・第2公室） 令和7年度第1回泉北地区人事協議会（泉大津市役所）
<u>6月25日（水）</u>	他市交流校長訪問（泉佐野市立第三小学校）
<u>6月27日（金）</u>	公開研究授業（和泉中学校）
<u>6月28日（土）</u>	三市一町管理職選考（市役所）
<u>6月29日（日）</u>	第58回和泉市空手道選手権大会（市民体育館） 和泉市書道連盟第37回書道連盟展（和泉シティプラザ）
<u>6月30日（月）</u>	令和7年和泉市議会第2回定例会＜議案審議＞（議場）
<u>7月1日（火）</u>	和泉市「社会を明るくする運動」街頭啓発活動（和泉府中駅周辺）
<u>7月3日（木）</u>	令和7年和泉市議会第2回定例会＜厚生文教委員会・協議会＞（委員会室） 郷荘校区みんなで子育てを考える会総会（郷荘中学校）
<u>7月4日（金）</u>	大阪府都市教育長協議会7月定例会（アウィーナ大阪）
<u>7月5日（土）</u>	第75回和泉市「社会を明るくする運動」推進大会（コミュニティセンター）
<u>7月9日（水）</u>	コミュニティ・スクール研修会（大阪教育大学みらい教育共創館）
<u>7月14日（月）</u>	市町村教育委員会教育長会議（オンライン）
<u>7月15日（火）、7月16日（水）</u>	令和7年和泉市議会第2回定例会＜一般質問＞（議場）
<u>7月17日（木）</u>	信太山自衛隊協力会「伊藤連隊長歓迎会」（ホテルレイクアルスターアルザ泉大津）
<u>7月18日（金）</u>	令和7年和泉市議会第2回定例会＜議案審議＞（議場） 令和7年度和泉市町会連合会市政懇談会（きさんじ Plus）
<u>7月22日（火）</u>	人事評価全庁調整会議（庁議室）
<u>7月23日（水）</u>	和気小学校校内研修（和気小学校） 教育再生首長会議7月会議（オンライン）

議案第33号

和泉市立槇尾山レクリエーションセンター条例施行規則制定について

和泉市立槇尾山レクリエーションセンター条例施行規則を次のように制定する。

令和7年7月24日提出

和泉市教育委員会教育長 大槻 亮志

理 由

和泉市立槇尾山レクリエーションセンターについて、和泉市立槇尾山レクリエーションセンター条例（令和7年和泉市条例第18号）の制定に伴い、名称の変更及び開館時間等の設定その他所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この規則案を提出する理由である。

和泉市教育委員会規則第 号

和泉市立榎尾山レクリエーションセンター条例施行規則（案）

和泉市立青少年の家条例施行規則（昭和36年和泉市教育委員会規則第21号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、和泉市立榎尾山レクリエーションセンター条例（令和7年和泉市条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（開館時間）

第2条 和泉市立榎尾山レクリエーションセンター（以下「センター」という。）の開館時間は、午前9時から午後10時まで（宿泊利用がある場合については、翌日午前9時まで）とする。ただし、教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めたときは、これを変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、施設の利用形態、利用者の便宜等を考慮して、委員会の承認を得て開館時間を延長することができる。

（利用時間）

第3条 条例別表に規定する各区分の利用時間には、実際に利用する時間のほか、その準備及び第14条に規定する原状回復のための時間を含むものとする。

（休館日等）

第4条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

（1）毎週水曜日

（2）12月29日から翌年1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、施設の利用形態、利用者の便宜等を考慮して、委員会の承認を得て休館日を変更することができる。

3 前2項に規定する休館日の前日から当該休館日にかけての居室の宿泊利用、テント施設の利用並びに全ての居室及び多目的室貸

切の宿泊利用はできないものとする。

（利用許可の申請）

第5条 条例第4条第1項の規定によりセンターの利用許可を受けようとする者は、別に定める利用許可申請書を委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、利用日の属する月の12月前の1日から利用日の2日前までに行わなければならない。ただし、委員会がセンターの運営に支障がないと認めるときは、この限りでない。

（許可書の交付）

第6条 委員会は、センターの利用を許可したときは、別に定める利用許可書を交付する。

（利用の取りやめ）

第7条 前条又は次条第3項による許可を受けた者が、当該利用を取りやめる場合は、直ちにその旨を指定管理者に申し出なければならない。

2 前項の申出は指定管理者が定める方法により行うものとする。

（利用の変更）

第8条 条例第4条第1項に規定する許可を受けた事項の変更は、次に掲げる事項に限り許可するものとする。

（1）利用人数

（2）利用施設

（3）利用時間

2 利用者は、前項各号に掲げる事項の変更を行うときは、別に定める利用変更許可申請書を委員会に提出しなければならない。

3 委員会は、前項の変更を許可したときは、別に定める利用変更許可書を交付する。

（利用料金の減免）

第9条 条例第13条の規定により利用料金を減額し、又は免除することができる事由は次の各号に掲げるとおりとし、その額はそれぞれ当該各号に定める額とする。

（1）天災その他緊急事態の発生により利用できなくなったとき 当該利用に係る利用料金の全額

（2）和歌山県伊都郡かつらぎ町に住所を有する者が利用するとき 市内に居住し、通勤し、若しくは通学している個人又は市内に事務所若しくは事業所を有する個人若しくは法人その他の団体（以下「市民等」という。）以外の者が利用する場合と市民

等が利用する場合の利用料金の差額

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき 市長が必要と認めた額

2 前項に規定する減額又は免除を受けようとする者は、別に定める利用料金減免申請書を市長に提出しなければならない。ただし、前項第2号に該当する者は、利用の際、住所を確認できるものを提示することによりこれに代えることができる。

(利用料金の還付)

第10条 条例第14条ただし書の規定により利用料金の全部又は一部を還付することができる事由は次の各号に掲げるとおりとし、その額はそれぞれ当該各号に定める額（第3号及び第4号については、同号に定める額を下限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額）とする。

(1) 天災その他緊急事態の発生により利用できなくなったとき 当該利用に係る利用料金の全額

(2) 施設の管理上の支障のため利用許可を取り消したとき 当該利用に係る利用料金の全額

(3) 利用者が、第7条の利用の取りやめの申出又は第8条第1項の利用の変更の申請（利用料金の額が減額となる場合に限る。）（以下この条及び次条において「取りやめの申出等」と総称する。）を行った場合であって、次のアからオまでのいずれかに該当するとき（次号に掲げるときを除く。） 当該アからオまでに定める金額

ア 利用予定日の8日前までに取りやめの申出等を行った場合 当該利用に係る利用料金（利用の変更の申請にあつては、変更前と変更後の利用料金の差額。以下この条及び次条において同じ。）の全額

イ 利用予定日の7日前に取りやめの申出等を行った場合 当該利用に係る利用料金の80パーセントに相当する額

ウ 利用予定日の6日前又は5日前に取りやめの申出等を行った場合 当該利用に係る利用料金の70パーセントに相当する額

エ 利用予定日の4日前から2日前までに取りやめの申出等を行った場合 当該利用に係る利用料金の50パーセントに相当する額

オ 利用予定日の前日に取りやめの申出等を行った場合 当該利用に係る利用料金の20パーセントに相当する額

(4) 利用者が、全ての居室及び多目的室貸切の宿泊利用について取りやめの申出等を行った場合であって、次のアからエまでのいずれかに該当するとき 当該アからエまでに定める金額

ア 利用予定日の15日前までに取りやめの申出等を行った場合 当該利用に係る利用料金の全額

イ 利用予定日の14日前から8日前までに取りやめの申出等を行った場合 当該利用に係る利用料金の70パーセントに相

当する額

ウ 利用予定日の7日前から2日前までに取りやめの申出等を行った場合 当該利用に係る利用料金の50パーセントに相当する額

エ 利用予定日の前日に取りやめの申出等を行った場合 当該利用に係る利用料金の20パーセントに相当する額

(5) 前各号に掲げるもののほか、利用者の責めに帰することができない事由により利用しなかったとき 当該利用に係る利用料金の全額

2 前項の規定による還付額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(キャンセル料)

第11条 条例第15条第1項に規定するキャンセル料は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(1) 利用者が、取りやめの申出等を行った場合であって、次のアからエまでのいずれかに該当するとき（次号に掲げる場合を除く。） 当該アからエまでに定める金額

ア 利用予定日の7日前に取りやめの申出等を行った場合 当該利用に係る利用料金の20パーセントに相当する額

イ 利用予定日の6日前又は5日前に取りやめの申出等を行った場合 当該利用に係る利用料金の30パーセントに相当する額

ウ 利用予定日の4日前から2日前までに取りやめの申出等を行った場合 当該利用に係る利用料金の50パーセントに相当する額

エ 利用予定日の前日に取りやめの申出等を行った場合 当該利用に係る利用料金の80パーセントに相当する額

(2) 利用者が、全ての居室及び多目的室貸切の宿泊利用について取りやめの申出等を行った場合であって、次のアからウまでのいずれかに該当するとき 当該アからウまでに定める金額

ア 利用予定日の14日前から8日前までに取りやめの申出等を行った場合 当該利用に係る利用料金の30パーセントに相当する額

イ 利用予定日の7日前から2日前までに取りやめの申出等を行った場合 当該利用に係る利用料金の50パーセントに相当する額

ウ 利用予定日の前日に取りやめの申出等を行った場合 当該利用に係る利用料金の80パーセントに相当する額

(3) 利用者が、利用予定日に取りやめの申出等を行ったとき 当該利用に係る利用料金の全額

(4) 利用者が、取りやめの申し出等を行わなかったとき 当該利用に係る利用料金の全額

2 前項の規定によるキャンセル料に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り下げる。

(特別設備の承認)

第12条 利用者は、特別の設備をし、又は備付け以外の器具を使用しようとするときは、その内容を示す書面を委員会に提出しなければならない。

(利用者の義務)

第13条 利用者は、利用の期間中、火災、盗難その他の事故の防止に努めなければならない。

2 利用者は、利用に際して利用責任者を定めなければならない。

3 利用責任者は、利用の期間中、秩序の維持及び施設、設備等の適正な管理に関して責任を負うものとする。

(原状回復)

第14条 利用者は、その利用が終了したとき又は条例第6条第1項の規定による利用許可の取消し等を受けたときは、直ちに施設、設備等を原状に復さなければならない。

(入館者の遵守事項)

第15条 入館者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 施設、設備等を汚損し、若しくは損傷し、又は滅失しないこと。

(2) 許可を受けていない施設、設備等を利用しないこと。

(3) 許可を受けずに物品の販売、宣伝その他営利活動をしないこと。

(4) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。

(5) 所定の場所以外に出入りしないこと。

(6) センターの運営上支障を来すような行為をしないこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、関係職員の指示に従うこと。

(委員会が管理する場合の読替え)

第16条 条例第8条第3項の規定により、委員会が管理を行う場合の規定の読替えは、次のとおりとする。

(1) 条例の規定の読替え

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第12条第1項及び第2項	指定管理者が市長の承認を得て定める	市長が定める
第12条第4項	別に定める基準に従い、指定管理者が	相当の理由があると
第12条第5項	指定管理者の収入として収受させる	市の歳入とする
第13条及び第14条	指定管理者は、市長が	市長は、
第15条	指定管理者	市長

(2) 規則の規定の読替え

読み替える規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第7条第1項及び第2項	指定管理者	委員会
第10条第1項	定める額（第3号については、同号に定める額を下限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額）	定める額
第11条第1項	定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるもの	定める額

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附則

(施行期日)

- この規則は、和泉市立榎尾山レクリエーションセンター条例（令和7年和泉市条例第18号）の施行の日から施行する。
(準備行為)
- この規則の施行に関し必要な行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。
(和泉市教育委員会事務局処務規則の一部改正)
- 和泉市教育委員会事務局処務規則（昭和50年和泉市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

新	旧
---	---

新			旧		
(内部組織)			(内部組織)		
第2条 略			第2条 略		
2 前項に規定するもののほか、次の表の右欄に掲げる施設は、それぞれ同表の左欄の部、室及び課等に属するものとする。			2 前項に規定するもののほか、次の表の右欄に掲げる施設は、それぞれ同表の左欄の部、室及び課等に属するものとする。		
所属		名称	所属		名称
(中略)			(中略)		
生涯学習部	生涯学習推進室	コミュニティセンター、生涯学習センター、生涯学習サポート館、 <u>榎尾山レクリエーションセンター</u> 、 <u>榎尾山森林浴コース</u> 、図書館、体育館、運動施設、温水プール、青少年センター	生涯学習部	生涯学習推進室	コミュニティセンター、生涯学習センター、生涯学習サポート館、 <u>青少年の家</u> 、 <u>榎尾山森林浴コース</u> 、図書館、体育館、運動施設、温水プール、青少年センター
	略	略		略	略
	略	略		略	略
(事務分掌)			(事務分掌)		
第3条 部、室、課等及び係の分掌する事務は、次のとおりとする。			第3条 部、室、課等及び係の分掌する事務は、次のとおりとする。		
(中略)			(中略)		
生涯学習部			生涯学習部		
生涯学習推進室			生涯学習推進室		
(1)～(12) 略			(1)～(12) 略		
(13) <u>榎尾山レクリエーションセンター</u> に関する こと			(13) <u>青少年の家</u> に関する こと。		
(14)～(28) 略			(14)～(28) 略		

新 (以下略)	旧 (以下略)
------------	------------

(和泉市立槇尾山森林浴コース設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

- 4 和泉市立槇尾山森林浴コース設置及び管理に関する条例施行規則（平成6年和泉市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

新	旧
様式第3号（第3条関係） (表) 和泉市立槇尾山森林浴コース内行為許可証 略 ※ この許可証は、行為を開始する前に必ず和泉市立槇尾山森林浴コース管理事務所(和泉市立槇尾山レクリエーションセンター)に提示してください。 略 ※ 申請者の都合により、許可の取消し又は変更される場合は和泉市立槇尾山森林浴コース管理事務所(和泉市立槇尾山レクリエーションセンター)へ問い合わせ後、手続きしてください。	様式第3号（第3条関係） (表) 和泉市立槇尾山森林浴コース内行為許可証 略 ※ この許可証は、行為を開始する前に必ず和泉市立槇尾山森林浴コース管理事務所(和泉市市立青少年の家)に提示してください。 略 ※ 申請者の都合により、許可の取消し又は変更される場合は和泉市立槇尾山森林浴コース管理事務所(和泉市立青少年の家)へ問い合わせ後、手続きしてください。

新	旧
(裏) 注意事項 略 許可行為の手引き - 許可行為の開始時について 許可行為のされる当日に和泉市立榎尾山森林浴コース管理事務所(和泉市立榎尾山レクリエーションセンター)に立寄り、この許可証をご提示ください。 - 許可行為の終了時について 許可行為の箇所の原状回復を行った後に和泉市立榎尾山森林浴コース管理事務所(和泉市立榎尾山レクリエーションセンター)にご連絡ください。 - その他 - 略 - 物品の貸出しについては、和泉市立榎尾山森林浴コース管理事務所(和泉市立榎尾山レクリエーションセンター)にてご確認ください。 お問い合わせ 和泉市立榎尾山レクリエーションセンター 略	(裏) 注意事項 略 許可行為の手引き - 許可行為の開始時について 許可行為のされる当日に和泉市立榎尾山森林浴コース管理事務所(和泉市立青少年の家)に立寄り、この許可証をご提示ください。 - 許可行為の終了時について 許可行為の箇所の原状回復を行った後に和泉市立榎尾山森林浴コース管理事務所(和泉市立青少年の家)にご連絡ください。 - その他 - 略 - 物品の貸出しについては、和泉市立榎尾山森林浴コース管理事務所(和泉市立青少年の家)にてご確認ください。 お問い合わせ 和泉市立青少年の家 略

新	旧

和泉市立槇尾山レクリエーションセンター条例施行規則の制定について（概要）

生涯学習推進室

1 主な改正の理由

和泉市立槇尾山レクリエーションセンターについて、和泉市立槇尾山レクリエーションセンター条例（令和 7 年和泉市条例第 18 号）の制定に伴い、名称の変更及び開館時間等の設定その他所要の規定の整備を行う必要があることから、和泉市立青少年の家条例施行規則の全部を改正するもの

2 主な改正の内容

①施設名称の改正（題名）

施設名称を「和泉市立槇尾山レクリエーションセンター」に改める。

②開館時間の追加（第 2 条）

本改正により新たに、午前 9 時から午後 10 時まで（宿泊利用がある場合については、翌日午前 9 時まで）と定める。

③利用時間の追加（第 3 条）

本改正により新たに、利用時間には、実際に利用する時間のほか、その準備及び原状回復のための時間を含む旨を定める。

④還付に関する規定の改正（第 10 条）

条例に規定している還付の詳細を定める。

【一般利用の場合】

ご利用予定日の 8 日前まで	：ご利用予定金額の 100%
ご利用予定日の 7 日前	：ご利用予定金額の 80%
ご利用予定日の 5 日前、6 日前	：ご利用予定金額の 70%
ご利用予定日の前々日から 4 日前	：ご利用予定金額の 50%
ご利用予定日の前日	：ご利用予定金額の 20%

【貸し切り利用の場合】

ご利用予定日の 15 日前まで	：ご利用予定金額の 100%
ご利用予定日の 14 日前～8 日前	：ご利用予定金額の 70%
ご利用予定日の 7 日前～2 日前	：ご利用予定金額の 50%
ご利用予定日の前日	：ご利用予定金額の 20%

- ⑤キャンセル料に関する規定の追加（第11条）
 条例に規定しているキャンセル料の詳細を定める。

【一般利用の場合】

ご利用予定日の8日前まで	：ご利用予定金額の0%
ご利用予定日の7日前	：ご利用予定金額の20%
ご利用予定日の5日前、6日前	：ご利用予定金額の30%
ご利用予定日の前々日から4日前	：ご利用予定金額の50%
ご利用予定日の前日	：ご利用予定金額の80%
ご利用予定日の当日もしくは連絡無しの不使用	：ご利用予定金額の100%

【貸し切り利用の場合】

ご利用予定日の15日前まで	：ご利用予定金額の0%
ご利用予定日の14日前～8日前	：ご利用予定金額の30%
ご利用予定日の7日前～2日前	：ご利用予定金額の50%
ご利用予定日の前日	：ご利用予定金額の80%
ご利用予定日の当日もしくは連絡なしの不使用	：ご利用予定金額の100%

- ⑥委員会が管理する場合の読替えの追加（第16条）
 条例に規定している読替えの詳細を定める

3 施行期日

和泉市立榎尾山レクリエーションセンター条例（令和7年和泉市条例第18号）の施行の日から施行する。

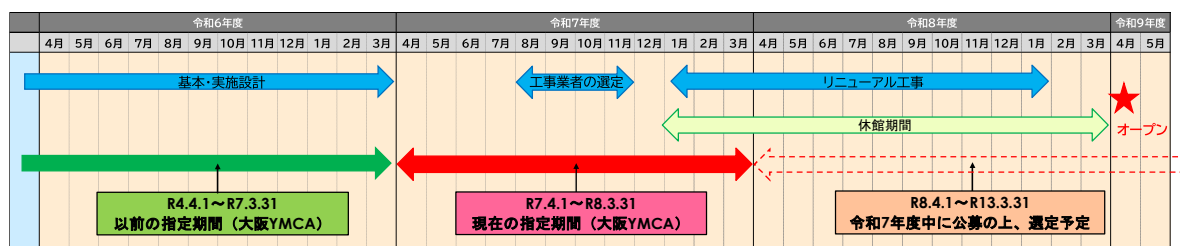
4 その他

附則にて施行期日および準備行為について定める。また、和泉市教育委員会事務局処務規則および和泉市立榎尾山森林浴コース設置及び管理に関する条例施行規則の「青少年の家」表記を「和泉市立榎尾山レクリエーションセンター」に改正する。

5 指定管理者選定のスケジュールについて

令和7年7月末～	指定管理者の公募開始
令和7年10月	指定管理者の選定
令和7年11月	令和7年和泉市議会第4回定例会にて指定管理者指定議案及び指定管理に係る債務負担行為補正予算案の提出
令和8年3月	令和8年和泉市議会第1回定例会にて当初予算案の提出
令和8年4月	指定管理者による管理運営開始

※参考



議案第33号参考資料

和泉市立榎尾山レクリエーションセンター条例施行規則（案）新旧対照表

新	旧
和泉市立榎尾山レクリエーションセンター条例施行規則 （趣旨） 第1条 この規則は、和泉市立榎尾山レクリエーションセンター条例（令和7年和泉市条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 （開館時間） 第2条 和泉市立榎尾山レクリエーションセンター（以下「センター」という。）の開館時間は、午前9時から午後10時まで（宿泊利用がある場合については、翌日午前9時まで）とする。ただし、教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めたときは、これを変更することができる。 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、施設の利用形態、利用者の便宜等を考慮して、委員会の承認を得て開館時間を延長することができる。 （利用時間） 第3条 条例別表に規定する各区分の利用時間には、実際に利用する時間のほか、その準備及び第14条に規定する原状回復のため	和泉市立青少年の家条例施行規則 （趣旨） 第1条 この規則は、和泉市立青少年の家条例（昭和36年和泉市条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

新	旧
の時間を含むものとする。 (休館日等) 第4条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。 (1) 毎週水曜日 (2) 12月29日から翌年1月3日まで 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、施設の利用形態、利用者の便宜等を考慮して、委員会の承認を得て休館日を変更することができる。 3 前2項に規定する休館日の前日から当該休館日にかけての居室の宿泊利用、テント施設の利用並びに全ての居室及び多目的室貸切の宿泊利用はできないものとする。 (利用許可の申請) 第5条 条例第4条第1項の規定によりセンターの利用許可を受けようとする者は、別に定める利用許可申請書を委員会に提出しなければならない。 2 前項の規定による申請は、利用日の属する月の12月前の1日	(利用許可の申請) 第2条 条例第3条第1項の規定により和泉市立青少年の家（以下「青少年の家」という。）の利用許可を受けようとする者は、利用許可申請書（様式第1号）を教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。 2 前項の規定による申請は、利用日の属する月の12月前の1日

新	旧
から利用日の2日前までに行わなければならない。ただし、委員会がセンターの運営に支障がないと認めるときは、この限りでない。 (許可書の交付) 第6条 委員会は、センターの利用を許可したときは、別に定める利用許可書を交付する。 (利用の取りやめ) 第7条 前条又は次条第3項による許可を受けた者が、当該利用を取りやめる場合は、直ちにその旨を指定管理者に申し出なければならない。 2 前項の申出は指定管理者が定める方法により行うものとする。 (利用の変更) 第8条 条例第4条第1項に規定する許可を受けた事項の変更は、次に掲げる事項に限り許可するものとする。 (1) 利用人数 (2) 利用施設 (3) 利用時間	から利用日の当日までに行わなければならない。ただし、委員会が青少年の家の運営に支障がないと認めるときは、この限りでない。 3 夏季期間（7月～8月）の利用許可の申請については、別に定める。 (許可書の交付) 第3条 委員会は、青少年の家の利用を許可したときは、利用許可書（様式第2号）を交付する。 (利用の取消し等) 第4条 条例第3条第1項の規定による許可を受けた事項の取消し又は変更をしようとする者は、利用取消（変更）許可申請書（様式第3号）を直ちに委員会に提出しなければならない。 2 委員会は、前項の規定による取消し又は変更を許可したときは、利用取消（変更）許可書（様式第4号）を交付する。

新	旧
2 利用者は、前項各号に掲げる事項の変更を行うときは、別に定める利用変更許可申請書を委員会に提出しなければならない。 3 委員会は、前項の変更を許可したときは、別に定める利用変更許可書を交付する。 (利用料金の減免) 第9条 条例第13条の規定により利用料金を減額し、又は免除することができる事由は次の各号に掲げるとおりとし、その額はそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 天災その他緊急事態の発生により利用できなくなったとき 当該利用に係る利用料金の全額 (2) 和歌山県伊都郡かつらぎ町に住所を有する者が利用するとき 市内に居住し、通勤し、若しくは通学している個人又は市内に事務所若しくは事業所を有する個人若しくは法人その他の団体 (以下「市民等」という。)以外の者が利用する場合と市民等が利用する場合の利用料金の差額 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき 市長が必要と認めた額 2 前項に規定する減額又は免除を受けようとする者は、別に定める利用料金減免申請書を市長に提出しなければならない。ただ	(使用料の減免) 第5条 条例第9条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる理由は、次のとおりとする。 (1) 天災その他緊急事態の発生により避難場所等に利用するとき 全額 (2) 和歌山県伊都郡かつらぎ町に住所を有する者が使用するとき 市内に居住し、通勤し、若しくは通学している個人又は市内に事務所若しくは事業所を有する個人若しくは法人その他の団体 (以下「市民等」という。)以外の者が利用する場合と市民等が利用する場合の使用料の差額 (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めるとき 委員会が必要と認めた額 2 前項に規定する減額又は免除を受けようとする者は、使用料減免申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。ただ

新	旧
し、前項第2号に該当する者は、利用の際、住所を確認できるものを提示することによりこれに代えることができる。 (利用料金の還付) 第10条 条例第14条ただし書の規定により利用料金の全部又は一部を還付することができる事由は次の各号に掲げるとおりとし、その額はそれぞれ当該各号に定める額（第3号及び第4号については、同号に定める額を下限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額）とする。 (1) 天災その他緊急事態の発生により利用できなくなったとき 当該利用に係る利用料金の全額 (2) 施設の管理上の支障のため利用許可を取り消したとき 当該利用に係る利用料金の全額 (3) 利用者が、第7条の利用の取りやめの申出又は第8条第1項の利用の変更の申請（利用料金の額が減額となる場合に限る。）（以下この条及び次条において「取りやめの申出等」と総称する。）を行った場合であって、次のアからオまでのいずれかに該当するとき（次号に掲げるときを除く。） 当該アからオまでに定める金額 ア 利用予定日の8日前までに取りやめの申出等を行った場合	し、第2号に該当する者は、使用の際、住所を確認できるものを提示することによりこれに代えることができる。 (使用料の還付) 第6条 使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

新	旧
当該利用に係る利用料金（利用の変更の申請にあつては、変更前と変更後の利用料金の差額。以下この条及び次条において同じ。）の全額 イ 利用予定日の7日前に取りやめの申出等を行った場合 当該利用に係る利用料金の80パーセントに相当する額 ウ 利用予定日の6日前又は5日前に取りやめの申出等を行った場合 当該利用に係る利用料金の70パーセントに相当する額 エ 利用予定日の4日前から2日前までに取りやめの申出等を行った場合 当該利用に係る利用料金の50パーセントに相当する額 オ 利用予定日の前日に取りやめの申出等を行った場合 当該利用に係る利用料金の20パーセントに相当する額 （4）利用者が、全ての居室及び多目的室貸切の宿泊利用について取りやめの申出等を行った場合であつて、次のアからエまでのいずれかに該当するとき 当該アからエまでに定める金額 ア 利用予定日の15日前までに取りやめの申出等を行った場合 当該利用に係る利用料金の全額 イ 利用予定日の14日前から8日前までに取りやめの申出等	

新	旧
を行った場合 当該利用に係る利用料金の70パーセントに相当する額 ウ 利用予定日の7日前から2日前までに取りやめの申出等を行った場合 当該利用に係る利用料金の50パーセントに相当する額 エ 利用予定日の前日に取りやめの申出等を行った場合 当該利用に係る利用料金の20パーセントに相当する額 (5) 前各号に掲げるもののほか、利用者の責めに帰することができない事由により利用しなかったとき 当該利用に係る利用料金の全額 2 前項の規定による還付額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。 (キャンセル料) 第11条 条例第15条第1項に規定するキャンセル料は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。 (1) 利用者が、取りやめの申出等を行った場合であって、次のアからエまでのいずれかに該当するとき（次号に掲げる場合を除く。） 当該アからエまでに定める金額	

新	旧
ア 利用予定日の7日前に取りやめの申出等を行った場合 当該利用に係る利用料金の20パーセントに相当する額 イ 利用予定日の6日前又は5日前に取りやめの申出等を行った場合 当該利用に係る利用料金の30パーセントに相当する額 ウ 利用予定日の4日前から2日前までに取りやめの申出等を行った場合 当該利用に係る利用料金の50パーセントに相当する額 エ 利用予定日の前日に取りやめの申出等を行った場合 当該利用に係る利用料金の80パーセントに相当する額 (2) 利用者が、全ての居室及び多目的室貸切の宿泊利用について取りやめの申出等を行った場合であって、次のアからウまでのいずれかに該当するとき 当該アからウまでに定める金額 ア 利用予定日の14日前から8日前までに取りやめの申出等を行った場合 当該利用に係る利用料金の30パーセントに相当する額 イ 利用予定日の7日前から2日前までに取りやめの申出等を行った場合 当該利用に係る利用料金の50パーセントに相当する額	

新	旧
ウ 利用予定日の前日に取りやめの申出等を行った場合 当該利用に係る利用料金の80パーセントに相当する額 (3) 利用者が、利用予定日に取りやめの申出等を行ったとき 当該利用に係る利用料金の全額 (4) 利用者が、取りやめの申し出等を行わなかったとき 当該利用に係る利用料金の全額 2 前項の規定によるキャンセル料に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り下げる。 (特別設備の承認) 第12条 利用者は、特別の設備をし、又は備付け以外の器具を使用しようとするときは、その内容を示す書面を委員会に提出しなければならない。	(特別設備の承認) 第7条 利用者は、特別の設備をし、又は備付け以外の器具を使用しようとするときは、その内容を示す書面を委員会に提出しなければならない。 (休館日) 第8条 青少年の家の休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。 (1) 毎週水曜日 (2) 12月29日から翌年1月3日まで 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、施設の利用形態、利

新	旧
(利用者の義務) 第13条 利用者は、利用の期間中、火災、盗難その他の事故の防止に努めなければならない。 2 利用者は、利用に際して利用責任者を定めなければならない。 3 利用責任者は、利用の期間中、秩序の維持及び施設、設備等の適正な管理に関して責任を負うものとする。 (原状回復) 第14条 利用者は、その利用が終了したとき又は条例第6条第1項の規定による利用許可の取消し等を受けたときは、直ちに施設、設備等を原状に復さなければならない。 (入館者の遵守事項) 第15条 入館者は、次の事項を遵守しなければならない。 (1) 施設、設備等を汚損し、若しくは損傷し、又は滅失しないこと。 (2) 許可を受けていない施設、設備等を利用しないこと。 (3) 許可を受けないで物品の販売、宣伝その他営利活動をしていないこと。	利用者の便宜等を考慮して、委員会の承認を得て休館日を変更することができる。 (利用者の義務) 第9条 利用者は、利用の期間中、火災、盗難その他の事故の防止に努めなければならない。 2 利用者は、利用に際して利用責任者を定めなければならない。 3 利用責任者は、利用の期間中在室し、その秩序の維持及び施設、設備等の適正な管理に関する一切の責任を負わなければならない。 (原状回復) 第10条 利用者は、その利用が終了したとき又は条例第5条第1項の規定による利用許可の取消し等を受けたときは、直ちに施設、設備等を原状に復さなければならない。 (入館者の遵守事項) 第11条 入館者は、次の事項を遵守しなければならない。 (1) 施設、設備等を汚損し、若しくは損傷し、又は滅失しないこと。 (2) 許可を受けていない施設、設備等を使用しないこと。 (3) 許可を受けないで物品の販売、宣伝その他営利活動をしていないこと。

新	旧												
こと。 (4) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。 (5) 所定の場所以外に出入りしないこと。 (6) センターの運営上支障を来すような行為をしないこと。 (7) 前各号に掲げるもののほか、関係職員の指示に従うこと。 (委員会が管理する場合の読替え) 第16条 条例第8条第3項の規定により、委員会が管理を行う場合の規定の読替えは、次のとおりとする。 (1) 条例の規定の読替え <table><tr><td>読み替える条例の規定</td><td>読み替えられる字句</td><td>読み替える字句</td></tr><tr><td>第12条第1項及び第2項</td><td>指定管理者が市長の承認を得て定める</td><td>市長が定める</td></tr><tr><td>第12条第4項</td><td>別に定める基準に従い、指定管理者が</td><td>相当の理由があると</td></tr><tr><td>第12条第5項</td><td>指定管理者の収入</td><td>市の歳入とする</td></tr></table>	読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第12条第1項及び第2項	指定管理者が市長の承認を得て定める	市長が定める	第12条第4項	別に定める基準に従い、指定管理者が	相当の理由があると	第12条第5項	指定管理者の収入	市の歳入とする	こと。 (4) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。 (5) 所定の場所以外に出入りしないこと。 (6) 青少年の家の運営上支障を来すような行為をしないこと。 (7) 前各号に掲げるもののほか、関係職員の指示に従うこと。
読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句											
第12条第1項及び第2項	指定管理者が市長の承認を得て定める	市長が定める											
第12条第4項	別に定める基準に従い、指定管理者が	相当の理由があると											
第12条第5項	指定管理者の収入	市の歳入とする											

新			旧
	として收受させる		
第13条及び第14条	指定管理者は、市長が	市長は、	
第15条	指定管理者	市長	
(2) 規則の規定の読替え			
読み替える規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	
第7条第1項及び第2項	指定管理者	委員会	
第10条第1項	定める額（第3号については、同号に定める額を下限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額）	定める額	
第11条第1項	定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるもの	定める額	

新	旧
(補則) 第17条 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。	(補則) 第12条 この規則に定めるもののほか、青少年の家の管理運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

議案第34号

和泉市社会教育委員の委嘱について

和泉市社会教育委員に関する条例（昭和45年3月31日条例第7号）第3条の規定に基づき、別紙の者を和泉市社会教育委員に委嘱する。

令和7年7月24日提出

和泉市教育委員会教育長 大槻 亮志

和泉市社会教育委員（案）

No.	氏 名	職 名	推薦団体	備考	任期
1	かつらぎ ゆりこ 葛城 有理子	和泉市立鶴山台南小学校 校長	和泉市小学校校長会	1号委員 (学校教育関係者)	令和7年8月1日から 令和8年7月31日まで
2	さかい ふういちろう 坂井 庸一郎	和泉市立信太中学校 校長	和泉市中学校校長会		
3	うえにし けいこ 上西 恵子	和泉市文化協会 副会長	和泉市文化協会	2号委員 (社会教育関係者)	令和6年8月1日から 令和8年7月31日まで
4	さわむら なおゆき 澤村 直幸	和泉市青少年指導員協議会 副会長	和泉市青少年指導員協議会		
5	うえだ さわこ 上田 佐和子	和泉市こども会育成連絡協議会 会計	和泉市こども会育成連絡協議会		
6	かなたに ただお 金谷 忠男	和泉市スポーツ推進委員協議会 会長	和泉市スポーツ推進委員協議会		
7	つじもと ひさこ 辻本 久子	和泉市PTA協議会 顧問	和泉市PTA協議会	3号委員 (家庭教育の向上に資する活動を行う者)	
8	いわた こう 岩田 考	桃山学院大学社会学部教授	桃山学院大学	4号委員 (学識経験者)	
9	いのうえ さとし 井上 敏	桃山学院大学経営学部教授	桃山学院大学		
10	該当者なし		公募による市民	5号委員	—

令和7年度 和泉市社会教育委員の委嘱について

生涯学習推進室

【社会教育法】抜粋

(審議会等への諮問)

第13条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部科学大臣が審議会等で政令で定めるものの、地方公共団体にあっては教育委員会が社会教育委員の会議(社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関)の意見を聴いて行わなければならない。

(社会教育委員の設置)

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

(社会教育委員の職務)

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- (1) 社会教育に関する諸計画を立案すること。
 - (2) 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
 - (3) 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
- 2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
- 3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(社会教育委員の委嘱の基準等)

第18条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

【和泉市社会教育委員に関する条例】抜粋

(委嘱の基準)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験者
- (5) 公募による市民

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、委員に特別の事情が生じた場合には、教育委員会は、その任期中であっても、これを解嘱することができる。

【和泉市教育委員会の事務委任等に関する規則】抜粋

第2条 教育委員会は、法第25条第2項に定めるもののほか次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

- (1) 学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること。
- (2) 重要な教育財産の取得及び処分の手続に関すること。
- (3) 教育内容の方針に関すること。
- (4) 教科用図書の採択に関すること。
- (5) 社会教育委員等の個別の法律に定めのある委員の任免に関すること。
- (6) 請願及び訴訟に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、委員会が重要と認める事項

令和５・６年度和泉市社会教育委員事業内容について

日 時	内 容
令和５年９月８日（金）	○令和５年度近畿地区社会教育研究大会（滋賀大会） 場所：立命館大学びわこ・くさつキャンパス 研究主題：地域への愛着と誇りを育てる社会教育 記念講演：「ここでともにぶじに生きる」
令和６年１月１９日（金）	○令和５年度泉北・泉南地区社会教育委員研修会 場所：阪南市立文化センター・小ホール 内容： ・阪南市の文化財啓発について（文化財デジタルアーカイブ を活用した取組） ・講演「泉州地域の祭礼文化とその歴史ーやぐらとだんじりを中心としてー」
令和６年２月１５日（木）	○令和５年度大阪府社会教育研究会議 場所：シティプラザ大阪２階 大宴会場「旬」 講演：「社会教育における人材育成」
令和６年３月１日（金）	○令和５年度第１回和泉市社会教育委員会議 場所：和泉市役所本館５階 ５Ａ会議室 案件： ・令和６年度社会教育関係団体に対する補助金の交付（案）について ・令和５年度社会教育委員事業報告について ・令和６年度社会教育委員会議・研修等のスケジュール（案）について ・令和５年度生涯学習部事業報告について ・令和６年度生涯学習部関係の主な事業（案）の概要について

日 時	内 容
令和6年9月4日（水）	○第1回和泉市社会教育委員会会議 場所：和泉市役所本館3階 3A・3B会議室 案件： ・議長及び副議長の選出について ・和泉市生涯学習・スポーツ推進計画について ・令和6年度 生涯学習部関係の主な事業の実施状況について ・令和6年度社会教育委員会会議・研修等のスケジュールについて
令和6年9月6日（金）	○近畿地区社会教育研究大会（京都大会） 場所：京都テルサ（京都府民総合交流プラザ） 研究主題：人がつながりあう地域をめざして ～ウェルビーイングを高める社会教育のあり方～ 記念講演：祇園祭「鷹山」196年ぶりの復活 ～人がつながり、想 いをつなぐ～
令和7年2月14日（金）	○大阪府社会教育研究会議 場所：大阪大学中之島センター 内容：①講演「地域連携と人材育成」 ②グループ協議
令和7年2月19日（水）	○泉北・泉南地区各市町社会教育委員研修会 場所：久保惣記念美術館 内容：和泉市久保惣記念美術館の概要と展覧会紹介
令和7年3月18日（火）	○第2回和泉市社会教育委員会会議 場所：和泉市役所本館5階 5A会議室 案件： ・令和7年度社会教育関係団体に対する補助金の交付（案）について ・令和6年度 生涯学習部関係の主な事業の実施状況について ・令和7年度 生涯学習部関係の主な事業の実施予定について ・令和6年度 社会教育委員会会議・研修等の実施状況について ・令和7年度 社会教育委員会会議・研修等のスケジュールについて